

会員規約

第1条 〈名称〉

本施設は、「東京ドームローラースケートアリーナ」（以下「本施設」といいます）と称します。

第2条 〈所在地〉

本施設の所在地は、東京都文京区後楽1丁目3-61 東京ドーム黄色いビル4Fとします。

第3条 〈管理・運営〉

本施設は、株式会社東京ドーム（以下「会社」といいます）が所有・運営・管理にあたります。

第4条 〈目的〉

本施設は、会員（本会則第5条所定の手続きを経て当社と契約を締結された方をいいます）の施設の利用を通じて、心身の健康維持と増進及び会員相互の親睦を目指すことを目的とします。

第5条 〈個人情報の取扱い〉

【本施設の個人情報の利用目的】

本施設の取り扱う商品・サービスの紹介ならびに各種情報・特典の提供のため

〈例として、以下の利用目的が含まれます〉

- ・各種レッスン・キャンペーン・イベントの案内
- ・各種レッスンの講師や営業時間等の変更の案内
- ・クーポン・サービス利用時の割引の提供

※その他の会社の個人情報のお取り扱い方針等については、<https://www.tokyo-dome.jp/privacy/> をご確認ください。

第6条 〈入会手続き〉

- 1 本施設の月会員システムに入会しようとする方は、本会則、細則及び利用規約等の諸規則（以下「諸規則」といいます）を遵守するものとします。
- 2 会社は、入会に際して、月会員システムに入会を希望する方に対し、諸規則を書面もしくはWEB上にて交付するものとします。
- 3 本施設の会員種類、利用条件等は、細則の通りとします。
- 4 本施設の月会員システムへの入会を希望する方は、入会申込書の提出等、所定の申込手続きを行い、会社の承認を得た上で、所定の入会金及び会費等を会社に納入するものとし、別途定める利用開始日から利用できるものとします。

第7条 〈入会資格〉

- 1 会社は、以下の条件をすべて満たす方を会員と認めます。なお、本施設は、その自由な裁量により、入会申込みを承認または承認しないことができ、その理由を示す必要はないものとします。

- ① 本施設の趣旨に賛同し、諸規則を遵守できる方。
 - ② 未成年者の場合は親権者の同意がある方。なお、この場合、親権者は自らが会員か否かにかかわらず、諸規則に基づく会員としての責任を未成年者本人と連帯して負うものとします。
 - ③ 心臓病、高血圧症、伝染病、精神病及びこれに類する疾患のない方。
 - ④ 医師から運動を禁止されていない方。
 - ⑤ 成年被後見人及び被保佐人でない方。
 - ⑥ 刺青・ファッションタトゥー等のない方。
 - ⑦ 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業の役員、従業員または株主もしくは実質的支配者等の関係者（以下「反社会的勢力等」といいます）でない方。
 - ⑧ 薬物常用者でない方。
 - ⑨ 公的・私的を問わずスポーツクラブ等、会員制の団体より会員資格の停止または除名等の処分を受けたことのない方。
 - ⑩ 会社が審査を行い、適当と認めた方。
- 2 会員は、本施設に対し、現在のみならず将来にわたって、反社会的勢力との間で、社会的に非難されるべき関係を有しないことを保証します。
- 3 会員は、本施設に対し、自ら又は第三者を利用して、以下の各号のいずれの行為も行わないことを保証します。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて会社の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

第8条 〈会員証〉

会社は、会員に対して会員証を発行し、会員は以下のように会員証を取り扱うものとします。

- ① 会員は、本施設の利用にあたり、会員証を提示しなければなりません。
- ② 会員証は記名された本人のみが使用するものとし、他人に譲渡・貸与することはできません。
- ③ 会員は、会員証を紛失した場合、速やかに会社に対して届け出て、再発行の手続きをするものとし、その際、所定の手数料を支払うものとします。
- ④ 会員は、会員資格を喪失した場合、速やかに会員証を会社に返還しなければなりません。

第9条 〈譲渡等〉

会員は、本施設の会員資格の譲渡をすることはできず、また、第三者に相続させることもできません。

第10条 〈入会金、会費〉

- 1 会員は、細則に定める入会金を支払うものとします。ただし、入会金の金額は、キャンペーン等の会社の事情により変動することがあります。

- 2 入会金は、退会時まで有効です。会員が退会した後に再度入会をする場合には、会員は、入会金を再度支払うものとします。
- 3 一旦納入された入会金は、理由の如何にかかわらず、返還いたしません。
- 4 会員は本施設利用の有無にかかわらず、所定の方法により会費等を支払うものとし、会費の金額、支払い時期及び支払い方法は、会社がこれを定めます。

第 11 条 〈会費等の変更〉

会社は、入会金、会費、利用料等が、会社、経済等の情勢の変動により不相当なものになったと判断した場合、変更することができるものとします。

第 12 条 〈休会〉

- 1 会員は、各月末までに会社に対して会社所定の休会届を提出し、且つ第 3 項に定める休会期間中の事務手数料を支払うことにより翌月 1 日から休会することができます。
- 2 休会期間は、理由を問わず、1 ヶ月単位かつ最長 2 か月までとします。
- 3 休会中の会員は、会社に対して、休会期間中の事務手数料として、月額 1,000 円（税別）を細則に定める会費の支払い方法により支払うものとします。
- 4 本条第 2 項に定める休会期間が終了した場合には、会員は、休会前と同一の会員種類に復帰するものとし、会社に対して、休会前と同一の会員種類の会費を細則に定める会費の支払い方法により支払うものとします。

第 13 条 〈利用制限、入場禁止・退場〉

会社は、会員が下記の各項に該当する場合は、その会員に対して、本施設の利用制限、本施設への入場禁止または退場を命じることができます。ただし、会員は本施設の利用を制限され、または本施設への入場または退場を命じられた場合であっても、会費を支払うものとします。

- ① 伝染病、その他、他人に伝染または感染するおそれのある疾病に罹患しているとき。
- ② 刺青（ファッションタトゥーを含む）のある方。
- ③ 健康状態を害しており、運動することが好ましくないと判断される時。
- ④ 反社会的勢力等にあたる方。
- ⑤ 許可なく本施設内を撮影すること。
- ⑥ 許可なく物品の売買またはパーソナルトレーニング等の営業行為もしくは勧誘を行うこと。
- ⑦ 他人を誹謗中傷すること。
- ⑧ 他人に対する暴力行為や威嚇行為。
- ⑨ 痴漢、覗き、露出等公序良俗に反する行為。
- ⑩ 本施設内に落書きをする、または本施設を損壊すること。
- ⑪ 動物を本施設内に持ち込むこと（盲導犬は除外します）。
- ⑫ 危険物を本施設内に持ち込むこと。
- ⑬ 酒気を帯びての本施設への来館もしくは本施設内での飲酒・喫煙。
- ⑭ 会社従業員の業務を妨げる行為。

- ⑮ 他人へのストーカー行為。
 - ⑯ 他人の施設利用を妨げる行為。
 - ⑰ 本施設への入館に際し虚偽の申告をした場合。
 - ⑱ 喫煙場所以外での喫煙。
 - ⑲ 本施設内での署名活動。
 - ⑳ 会社の備品を必要以上に使用すること、または持ち出すこと。
 - ㉑ 危険な走行をすること。
 - ㉒ その他本条各号に準じる行為。
 - ㉓ その他、本施設の目的を実現するために会社をお願いする事項に反すること。
1. 当施設内では、シューズ等の用具およびリンクなどの施設を正しく利用し係員の指示に従っていただきます。係員の指示に従わない場合は退場していただくことがあります。
 2. 危険行為、火気の使用、薬品および臭気を放つ物、その他危険物等の持ち込みは禁止します。
 3. メインリンク内はローラースケートシューズ、インラインスケートシューズ以外では入れません。
 4. リンク内での逆走、スピードの出しすぎ、飲食は禁止です。
 5. リンク内に物を投げ入れないでください。

第 14 条 〈損害賠償責任〉

- 1 本施設利用に際して、会員が受けた損害については、会社に故意または過失がある場合を除き、会社は一切損害賠償の責めを負いません。
- 2 会員同士または会員と第三者との間で生じたトラブルや紛争についても、会社は、会社に故意または過失がある場合を除き、一切関与せず、損害賠償の責めを負いません。
- 3 会員が本施設利用に際して、会員の故意又は過失により会社または第三者に損害を与えた場合、会員は速やかにその賠償の責めに任ずるものとします。

第 15 条 〈遺失物・忘れ物・放置物〉

- 1 会員の本施設の利用に際して生じた紛失、滅失、毀損については、会員各自の自己責任とし、会社は責任を負いません。ただし、会社に故意又は過失がある場合は、賠償いたします。
- 2 忘れ物・放置物については、原則として 3 か月間保管した後に処分させていただきます。

第 16 条 〈退会届け〉

- 1 会員が、本施設の月会員システムを自己都合により退会するときは、会員証を添付のうえ、所定の退会届けにより手続を完了することにより、退会できるものとします。なお、会員は本施設に対し、退会日までの会費、利用料等を支払う義務を負います。
- 2 会員が、前項の退会手続を各月末までに完了したときは、当月末日をもって退会することとします。

第 17 条 〈施設の休業および閉鎖〉

- 1 会社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本施設を休業または閉鎖をすることができます。なお、閉鎖がなされた場合、会員は会員資格を喪失し、会社は会員に対し、当該月の会費等を返金いたします。

- ① 法令の制定・改廃または行政指導により本施設の営業が不可能または著しく困難になったとき。
- ② 施設の改造または修理を行うとき。
- ③ 天災・地変により本施設の営業が不可能または著しく困難になったとき。
- ④ 著しい社会・経済情勢の変動、その他やむを得ない事由により本施設の営業が不可能または著しく困難になったとき。
- ⑤ 経営上重大な理由があるとき。
- ⑥ その他会社が必要と認めた場合。

2 本施設は、休業および閉鎖が予定されている場合は、原則として2月前までに会員に対しその旨を告知または通知いたします。

第18条 〈会員資格の喪失〉

会員は、次の各号の1つにでも該当する場合、その資格を喪失し、本施設を利用できないこととします。この場合、会員は、入会金あるいは会費の返還その他理由の如何を問わず、会社に対して金銭の支払いを請求することはできません。

- ① 死亡
- ② 除名
- ③ 反社会的勢力等に所属していることが明らかになったとき。

第19条 〈除名〉

会員が次の各号の1つにでも該当する場合、会社は、会員を除名することができるものとします。除名された場合は、当該会員は本施設を利用できないこととします。この場合、会員は、入会金あるいは会費の返還その他理由の如何を問わず、会社に対して金銭の支払いを請求することはできません。

- ① 諸規則に違反したとき。
- ② 入会時の提出書類に虚偽の申告をしたとき、または入会資格に抵触したとき。
- ③ 本施設の名誉を傷つけたとき。
- ④ 本施設の秩序を乱したとき。
- ⑤ 本施設の建物、設備等を故意に損壊したとき。
- ⑥ 会費の支払いを滞納し、期限を定めた催告にも応じないとき。
- ⑦ 他の会員に著しい迷惑となる行為をしたとき。
- ⑧ 係員の指示に従わないなどの行為により施設運営に支障をきたしたとき。
- ⑨ その他会社が除名を相当と認めたとき。

第20条 〈変更届〉

- 1 会員は、氏名・住所・連絡先など入会申込書の記載事項に変更があった場合には、速やかに会社に対し、会社所定の変更届を提出するものとします。
- 2 会社から会員に対して行う通知・連絡等は届出住所宛にすれば足りるものとします。

第21条 〈諸規則の遵守〉

会員及び会社は、諸規則を遵守するものとします。

第 22 条 〈細則〉

本会則に定めない事項並びに運営上必要な事項については、別に細則その他の規則に定めます。

第 23 条 〈準拠法・管轄〉

- 1 本会則の解釈は日本国の法律に準拠します。
- 2 会員及び会社は、本会則の解釈及び履行に疑義が生じた場合、協議の上、誠意をもって解決に努めるものとします。協議により疑義が解決せず訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 24 条 〈改定〉

会社は、必要と認めた場合、諸規則の改定を行うことができます。なお、改定を実施する場合、軽微な改定にとどまるときは、その内容を本施設内における掲示により告知し、そうでないときは、会社は1か月前までに本施設内における掲示及び本施設のウェブサイトにて告知することとし、改定後は、全会員に適用されるものとします。

施行日：平成 27 年 7 月 1 日

改定日：令和 5 年 4 月 1 日